

確定申告相談会場等のご案内

税務署が開設する申告相談会場及び税理士会による確定申告無料相談会場は、次のとおりです。

また、申告書は会場内で作成・提出することも出来ますが、国税庁ホームページで作成し、e-Tax による送信又は印刷して郵送等により提出することができますので、是非、ご利用ください。

なお、平成 31 年 1 月からは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される ID・パスワードの発行を希望される方は、事前に運転免許証等の本人確認書類を持参のうえ、税務署へお越しください。

【税務署が開設する確定申告相談会場】

■場所：鹿屋合同庁舎 4 階共用会議室（鹿屋市西原 4 丁目 5 番 1 号）

■期間：2 月 18 日（月）～ 3 月 15 日（金）9 時～ 16 時（ただし、土・日を除く）

※駐車場には限りがあり、混雑が予想されますので、早めの申告にご協力をお願いします。

○確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成 28 年分の確定申告書等からマイナンバーの記載が必要となりました。

なお、マイナンバーを記載した確定申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

また、自宅等から e-Tax で確定申告書等を送信する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要となりますので、是非、e-Tax をご利用ください。

《本人確認書類の例》

例 1：マイナンバーカードの表面及び裏面の写し

例 2：通知カードの写し＋運転免許証又は公的医療保険の被保険者証の写しなど

○医療費控除を受ける際は「医療費控除の明細書」の添付が必要です

平成 29 年分の確定申告から、医療費控除を受ける際には、領収書の添付又は提示が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となります。

医療費等の領収書（医療費通知に係るものを除く。）について後日、提出又は提示を求められる場合がありますので、確定申告期限等から 5 年間、ご自宅等で保管してください。

なお、平成 28 年分以前の確定申告については、従来どおり、医療費等の領収書の添付又は提示が必要となります。

○配偶者控除及び配偶者特別控除の適用要件が改正されました

配偶者控除の額が改正されるとともに、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が 76 万円未満から 123 万円以下に変更となり、その控除額も改正されました。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。最寄りの税務署へご相談ください。

■ 問い合わせ先：鹿屋税務署 ☎ 0994(42)3127 ※自動音声案内